

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

## 資料室



HOME | 資料室 | 労働組合 | 労働安全衛生 | 安全衛生法 「安全衛生管理組織」の基準 5

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

組織活動

組織運営と法律

労働安全衛生

経営対策活動

教育・宣伝活動

労働時間をめぐる諸問題

教育活動

選挙活動

組合組織（公務員）

教育カリキュラム

▶ キーワード検索はこちら

### 安全衛生法 「安全衛生管理組織」の基準 5

#### 産業医（法第13条）

産業医は医師であり、労働者の健康管理等を行なうもので、必要な医学の知識について、厚生労働省令で定める要件を具備した者でなければなりません。

産業医は、労働者の健康保持等について必要がある場合は、**事業者に勧告**することができます。また事業者はこの勧告を尊重することが求められています（法第13条）。

#### 産業医の業務（則第14条）

- 健康診断及び面接指導の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置。
- 作業環境の維持管理に関する事項。
- 作業の管理に関する事項。
- 前1～3に掲げるもののほか、労働者の健康管理に関すること。
- 健康教育、健康相談その他労働者の健康保持増進を図るための措置に関すること。
- 衛生教育に関すること。
- 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。
- 少なくとも毎月一回作業場を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに労働者の健康障害を防止する措置を講ずること（則第15条）。

#### 産業医の選任及び専属

選任数		産業医の専属が必要な事業場
50人以上 3000人以下	一人以上	<input type="radio"/> 500人以上で一定の有害業務を行う事業場。
3000人超	二人以上	<input type="radio"/> 業種を問わず1000人以上の事業場。

#### 専属の産業医の選任が必要な「有害な業務を行う」事業場

- |                                    |   |
|------------------------------------|---|
| ① 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務。  | ⑨ 坑内における業務。   |
| ② 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務。  | ⑩ 深夜業を含む業務。   |
| ③ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務。  | ⑪ 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、青酸、加性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務。  |
| ④ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務。 | ⑫ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発生する場所における業務。 |
| ⑤ 以上気圧下における業務。                     | ⑬ 病原体によって汚染のおそれが著しい業務。  |
| ⑥ さく岩機、鋸打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務。 | ⑭ その他厚生労働大臣が定める業務。  |
| ⑦ 重量物の取り扱い等重激な業務。                  |   |
| ⑧ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務。        |   |

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

**Worker's Library 会員登録**  
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

[🔍 サイトマップ](#) [🔍 このサイトについて](#) [🔍 個人情報保護の取組みについて](#)

[🔍 ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.